四の四　子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合（法第百二十七条第一項第三号に該当する場合及び第四号に該当する場合を除く。）

［号を削る。］

五　［略］

六　その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。）が名称若しくは主な業務の内容若しくは本店の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。）、合併、解散又は業務の全部の廃止を行った場合（法第百二十七条第一項第三号又は次号に該当する場合を除く。）

［号を削る。］

七　保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する他業保険業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

［号を削る。］

八　法第百六条第十四項の承認を受けた事項を実行した場合（法第百二十七条第一項第三号に該当する場合を除く。）

九　第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（保険会社の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第百六条第四項の認可を受けて保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業保険業高度化等会社である場合を除く。）

十　その特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

十一　保険会社又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業保険業高度化等会社及び特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が当該保険会社の子会社又は特殊関係者となった場合を除く。）

［号を削る。］

十二　保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

［号を加える。］

四の三　その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

五　［同上］

六　その子会社が名称若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合（法第百二十七条第一項第三号の規定により子会社でなくなったこと又は子会社対象保険会社等（法第百六条第七項に規定する子会社対象保険会社等をいう。）に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）

六の二　その子会社が本店の所在地を変更した場合

六の三　保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する保険業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

六の四　保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する保険業高度化等会社が名称若しくは本店の所在地を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止した場合（前三号に掲げる場合を除く。）

［号を加える。］

［号を加える。］

七　保険会社又はその子会社が、第五十八条の三第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

［号を加える。］

七の二　保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（保険業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（法第九十六条の十第一項の規定により認可を受けている場合（第四十六条第一項第十三号ロに掲げる書類を提出している場合に限る。）、当該子会社対象会社を子会社とすることについて法第百六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けている場合、法第百二十七条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合、法第百四十二条の規定により認可を受けている場合（第九十四条第一項第十号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百六十七条第一項の規定により認可を受けている場合（第百五条第一項第十九号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百七十三条の六第一項の規定により認可を受けている場合（第百五条の六第一項第十八号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）及び第七号の四に掲げる場合を除く。）

七の三　保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合（第七号の五に掲げる場合を除く。）